

商品概要説明書

相続定期貯金「絆」

(大口定期貯金1年もの)

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・相続定期貯金（大口）（愛称：相続定期貯金「絆」）
ご利用いただける方	・金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま。 ※相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。
期 間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.20%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は自動継続時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規程が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日まで解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。